

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力強化拠点形成)
交付申請書

令和 年度官民連携都市再生推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

種別	補助事業に要する経費					
	負担区分					計
	国庫 補助金	エリア プラットフォーム	地方公共 団体	都市再生 推進法人	民間 事業者等	
計						

5. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費					
		区分					計
		国庫 補助金	エリア プラット フォーム	地方公共 団体	都市再生 推進法人	民間 事業者等	
収入							
支出	人件費						
	旅費						
	庁費						
	施設等整 備費						
	その他						
	計						

(備考)

- 「3. 補助事業の内容」「4. 補助事業に要する経費の区分」について、種別欄には「国際競争力強化拠点形成」と記載すること。
- 様式(ロ)－1－1の交付申請額の内訳を添付し、共同事業体として申請する場合には、様式(ロ)－1－4も添付すること。

交付申請額の内訳

(単位：円)

種別	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	合計				

(備考)

1. 種別欄には、「国際競争力強化拠点形成」と記載すること。
2. 金額欄には、国庫補助金の額を記載すること。
3. 区分欄には、別紙1「科目別使途内訳」に基づき記載すること。
4. 説明欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載すること。
5. 「庁費」に食料費が含まれている場合は、様式（イ）－1－2を添付すること。
6. 「施設等整備費」が含まれている場合は、様式（イ）－1－3を添付すること。
7. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。
8. 欄が足りない場合は適宜追加すること。

食糧費使途明細書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考
合計	件	—	円	—	—

(備考)

1. 金額等欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
2. 場所欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
3. 備考欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。
4. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。

施設等整備費積算内訳

項目名	内容	単位	単価	数量	金額
			円		円
合 計	—	—	円	—	円

（備考）

1. それぞれの項目について積算がわかる資料がある場合は、資料を添付すること。
2. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。

共同企業体標準協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、官民連携都市再生推進事業制度要綱第2条第2項に規定する普及啓発事業（以下、「本事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、本事業の完了後6ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本事業に関する補助金の交付決定を受けることができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該補助金の交付決定がなされなかった日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、株式会社〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、本事業の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官庁等と折衝する権限並びに補助金（概算払いを含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の負担の割合）

第8条 各構成員の負担の割合は、次のとおりとする。

株式会社〇〇 〇〇%

〇〇株式会社 〇〇%

2 ただし、本事業の遂行にあたって、構成員の負担の割合を変える必要が生じた場合は、あらかじめ国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室及び構成員全員の承認を得たうえで、別に負担の割合の変更について定めることができることとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の実施に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、本事業を遂行するものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、本事業の履行及び下請契約その他の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、本事業の完了時に決算するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第13条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(解散後のかし担保責任)

第15条 当企業体が解散した後においても、本事業につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社〇〇外〇社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条に基づき国土交通大臣に提出するとともに、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇共同企業体

代表者 株式会社〇〇
代表取締役〇〇 〇〇
〇〇株式会社
代表取締役〇〇 〇〇

科目別使途内訳（エリアプラットフォーム活動支援事業）

エリアプラットフォーム活動支援事業（国際競争力強化施設を除く。）の科目別使途内訳については、以下のとおりとします。ただし、（備考）に示すものについては、申請することができません。

科目	区分	説明
人件費	賃金	事業執行に直接必要な臨時補助員の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
旅費	旅費	事業執行のための出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費
庁費	報償金	謝礼金等
	需用費	文具費、消耗器材機費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子・弁当等食料費（学識経験者による打合せ等補助事業の執行上特に必要な場合）、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費、備品の修繕料、及び配布物・展示物の材料費・作成費
	役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、物品取扱手数料並びにテキスト等の筆耕料
	委託費	各種事業を実施する際の委託料（施設等整備に係る経費は除く。）
	使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
	備品購入費	機械等の原型のまま比較的長期の反覆使用に耐えうる物品の購入費。（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）
	負担金	事業執行のために必要な負担金（ただし経常的会費は含まない）
施設等整備費	施設等整備費	社会実験のための施設及び国際交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量及び試験費

（備考）

1. 備品購入費及び施設等整備費は、「エリアプラットフォームの構築」、「未来ビジョン等の策定」、「シティプロモーション・情報発信」に係る経費は対象とならない。
2. 施設等整備費に関する費用のうち、土地購入代、不動産借入、水道分担金、式典（現地見学会、竣工式）等に係る費用は対象とならない。
3. 「地域交流創造施設」及び「国際交流創造施設」の整備に要する費用のうち、「賃金」、「旅費」、「報償金」、「需用費」、「役務費」、「委託費」、「使用料及び賃借料」は対象とならない。

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
（国際競争力拠点形成計画）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度官民連携都市再生推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書（以下「申請書」という。）により申請のあったとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助事業に要する経費の配分は、申請書の負担区分欄に記載のとおりとする。

4. 補助金の交付条件は次のとおりとする。

- 1) 補助事業の実施について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - イ 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ロ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき
 - ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
- 2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び官民連携都市再生推進事業制度要綱(令和4年4月1日国都まち第135号)並びに官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱(令和4年4月1日国都まち第135号)に従わなければならない。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
交付申請取下申出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請した官民連携都市再生推進事業費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の3の規定により申し出ます。

記

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった官民連携都市再生推進事業費補助金についての交付決定の内容等下記のとおり変更したいので、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の4第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 種別

2. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

3. 変更の内容

- ・ 交付決定額の変更

(単位：円)

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

- ・ 補助事業の内容の変更

種別	事業内容の変更点

・補助事業に要する経費の区分の変更

(単位：円)

種別	補助事業に要する経費					
	負担区分					計
	国庫 補助金	エリア プラット フォーム	地方公共 団体	都市再生 推進法人	民間 事業者等	
計						

(令和 年 月 日)

・補助事業の完了予定期日の変更

令和 年 月 日

4. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費					
		区分					計
		国庫補助金	エリアプラットフォーム	地方公共団体	都市再生推進法人	民間事業者等	
収入							
支出	人件費						
	旅費						
	庁費						
	施設等整備費						
	その他						
	計						

(備考)

- 「1. 種別」「3. 変更の内容」の種別欄には、「国際競争力強化拠点形成」と記載すること。
- 変更事項欄には、交付決定額、内容、経費の配分、完了予定期日をそれぞれ「額」「内容」「配分」「期日」と記載すること。変更事項が2以上ある場合は、「内容・期日」と記載すること。
- 記載要領は、様式(ロ)－1の例による。
- 様式(ロ)－1－1の交付申請額の内訳についても、変更点がわかるよう記載し、添付すること。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の4第2項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
(公 印 省 略)

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定を通知した令和 年度官民
連携都市再生推進事業費補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変
更したので、通知する。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、令和 年 月 日付 第 号に
よる交付申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

(単位：円)

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更 交付決定額
補助対象経費			
補助金の額			

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
補助事業執行困難等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について事故が生じたので、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の5の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事故の内容及び要因
3. 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
4. 事故に対してとった措置及び今後とろうとする措置

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
遂行状況報告書

(令和 年 月 日付け 第 号) による指示に係る令和 年 月 日
付け第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、官民連携都
市再生推進事業費補助金交付要綱第 3 条の 6 の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況

(説明のなかで、事業に対する出来高の比率(進捗率)を明示すること。)

2. 事業完了(予定) 令和 年 月 日

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業を下記のとおり実施したので、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の8第1項の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

2. 補助事業の完了期日 令和 年 月 日

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

種別	補助事業に要した経費					
	負担区分					計
	国庫 補助金	エリア プラットフォーム	地方公共 団体	都市再生 推進法人	民間 事業者等	
計						

5. 収支決算

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費					
		区分					計
		国庫補助金	エリアプラットフォーム	地方公共団体	都市再生推進法人	民間事業者等	
収入							
支出	人件費						
	旅費						
	庁費						
	施設等整備費						
	その他						
	計						

(備考)

- 「3. 補助事業の内容」「4. 補助事業に要する経費の区分」の種別欄には、「国際競争力強化拠点形成」と記載すること。

補助金精算調書

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
交付決定の内容	1	補助事業に要する経費	
	2	補 助 率	定額又は1/2
	3	補 助 金 額	
補助金換算額	4	精 算 対 象 支 払 額	
	5	精 算 補 助 金 額	
6	補 助 金 受 入 済 額		
7	差引受入未済額又は超過額 7=5-6		

経費執行実績報告書

(単位：円)

種別	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	施設等整備費				
	その他				
	合計				

(備考)

1. 種別欄には、「国際競争力強化拠点形成」と記載すること。
2. 金額欄には、国庫補助金の額を記載すること。
3. 区分欄には、別紙1・2「科目別用途内訳」に基づき記載すること。
4. 説明欄には、当該経費に係る額の算出についての積算の内訳を詳細に記載すること。
5. 残存物件がある場合については、様式（ロ）－ 9 － 3を作成し添付すること。
6. 「庁費」に食料費が含まれている場合には、様式（ロ）－ 9 － 4を作成し添付すること。
7. 交付申請額を上段（ ）書きで記載すること。
8. 欄が足りない場合は適宜追加すること。
9. 当該積算内訳の明細が確認できる根拠資料（領収書等）の提出を求められることがあるので保管しておくこと。

残存物件調書

取得 事業 年度	事業名	品目	商標名 型式 製造 番号等	単位	員数	単価	取得 価格	取得 年月日	経過 年数	耐用 年数	残存 価格率	残存 価格	備考

（備考）

1. 当該年度取得分と過年度より引続き使用分に分けて記載すること。
2. 備品で、かつ、耐用年数の満了していないものを記載すること。
3. 単独費用（補助対象外）で取得したものは記載を要しない。
4. 事業名は、取得に係る事業名を記載すること。

食糧費実績調書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考

(備考)

1. 金額等欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
2. 場所欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
3. 備考欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
（国際競争力拠点形成計画）
確定通知書

令和 年 月 日付 で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定補助金額	金	円
2 交付済補助金額	金	円
3 確定補助金額	金	円

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
（国際競争力拠点形成計画）
返還命令書

令和 年 月 日付 で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
（国際競争力拠点形成計画）
是正命令書

令和 年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度官民連携都市再生推進事業費完了実績報告書については、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条第1項の規定により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するよう是正することを命ずる。

なお、本是正命令に従って事業が完了したときは、同法第16条第2項で準用する同法第14条の規定により、あらためて実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けること。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
消費税額の額の確定に伴う報告書

官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の11第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 補助金額 (交付要綱第3条の9による額の確定) | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3. 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額 (3. から 2. を引いた額) | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
（国際競争力拠点形成計画）
返還命令書

令和 年 月 日付 第 号で補助金交付決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

官民連携都市再生推進事業費補助金取得財産等管理台帳
(令和 年度)

(単位：円)

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置	
場所	
備考	

(注)

- 1 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容を記載すること。

番 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
財産処分等承認申請書

令和 年度の標記事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱第3条の15の規定により、承認を申請します。

記

1. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及び処分の方法

令和〇〇年度 収 支 簿

国土交通省所管

			補助事業の事業完了年度		令和 年度				
国			補助事業者						
歳出予算 科 目	交付決定 の額	補助率 (定額又 は1/2、1 /3)	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 都市・地域づくり 推進費	円		【国庫補助金】	円		【人件費】	円	円	
						【旅費】			
						【庁費】			
			(小 計)	円		【施設整備費】			
			【国庫補助金以外】	円		【その他】			
(目) 官民連携都市再生 推進事業費補助金			(小 計)	円		合 計	円	円	
			合 計	円			円	円	

記載要領

1. 「令和〇〇年度」には交付決定年度を記載してください。
2. 項目欄には、収入・支出の内容を記載してください。
3. 収入欄の【国庫補助金以外】には内訳を詳しく記載してください。
4. 支出欄には、別紙1・2の区分ごとの支出額を記載し、あわせて様式（イ）－23－1を添付すること。
5. 日付欄には、各項目に日付を記載してください。

支払先内訳書

支払先・事業者名	根拠資料番号	内容（業務名・品目名等）	支払額合計（円）			支払日等	備考
			税抜き	消費税	計		

（備考）

1. 別紙1・2の区分ごとに記載すること。
2. 根拠資料番号欄には、領収書等の根拠資料ごとに番号を振り、その番号を記載すること。
3. 領収書等の根拠資料は、必要に応じて提出を求めることがあるので保管しておくこと。
4. 内訳（業務名・品目名等）欄には、その内容をできるだけ詳しく記載すること。
5. 支払額合計欄には、補助事業者が消費税法上の免税事業者又は簡易課税制度の適用を受けて納税する事業者である場合、合計額のみ記載とすることができる。
6. 欄が足りない場合は適宜追加すること。

国土交通省所管

地方公共団体名

国			地方公共団体										備 考
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

1. 「国」の「歳出科目」は、項及び目を記載すること。
2. 「地方公共団体」の科目欄には、歳入にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
3. 予算現額欄には、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。
4. 備考欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、地方公共団体の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に国庫補助金額を()内書きとすること。

番 号
年 月 日

官 署 支 出 官
国土交通大臣官房会計課長 殿

補助事業者

令和 年度 官民連携都市再生推進事業費補助金
(国際競争力拠点形成計画)
概算払(精算払)請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった官民連
携都市再生推進事業費補助金について、下記により金 円を概算払(精
算払)によって交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

区分	事業費	国 庫 補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業 完了 予定 期日	備考
			金額	出 来 高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	
合計										

2. 事業完了予定日 令和 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

(注)

1. 事業費欄には、補助対象事業の総額を記入すること。
2. 国庫補助額欄には、国庫補助総額を記入すること。
3. 予定出来高の％は、整数で記入すること。
4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
5. 請求額は予定出来高以内とすること。
6. 上記予定額の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細等の基礎資料により勘案し積算すること。
※概算払いにおいては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。